

労働力商品価値はどこに？

当研究所理事・労働問題研究者 下山 房雄

共通論題を「現代資本主義と労働者階級」として1978年秋に駒沢大で開かれた経済理論学会（日本マルクス経済学会といった内容の学会です）で、私は富沢賛治さんと並んで報告者となった。富沢さんは「労働の社会化」について、私は「階級主体形成」について論じたのである。今から思うと、その私の報告—1960年代半ばに団結・交渉・争議という労働組合主義に代わって労組が経営協力のための労働者動員組織になるという日本の労資関係の大転換があったとする私のその後の学説の最初の報告—以降、私は運動論や組織論を論ずる機会が多くなった。それまでは、最初の2点の著作（『やさしい賃金教室』1965年、『日本賃金学説史』1966年、いずれも日本評論社刊。なお後者は1958年初に提出した修士論文が主体）に象徴されるように、賃金論が研究の主テーマであった。修士1年で氏原・江口両先生の兵隊として佐久間ダム労働調査に従事しつつ日本における職種別賃率の存在を確認した上で、修士2年に上記の論文執筆を行うわけだが、その過程で資本論体系に沿って労働関連の原論的思考を巡らす機会が多かったのである。

そんな訳でいまでも原論的議論にかなりの興味を持っている。その一端を「経済原論論六題」として所報に連載して披瀝いたしたい。六題のテーマすべてを今確定しているわけではなく、ロンーロクと語呂合わせで言っているので、うまく展開しきれないかもしれない。テキストが手元に揃っていないので不正確だったり、原論だけやっている「原論屋」さんの精緻な論争展開をよく踏まえていなかつたりで、不十分になることとあわせ、お許しを願う次第である。まあ、実践家が研究者の議論の何点かを知って、アホな議論だなーとか、おや面白いねとか気分転換してもらえばいいくらいの気持ちで書きます

さて、上記の経済理論学会の今年の大会が、共通論題—現代経済と金融危機・政治経済学に問い合わせるもの、会場校—札幌学院大学で行われ、私も生涯最後の北海道行きのつもりで参加した。近代経済学者の総合的経済学会である理論・計量経済学会は、最近日本経済学会と名を改めたごとく、市場主義の支配に気をよくして意気軒昂なのだが、わが経済理論学会の今回大会はそれに負けず、参考者も多くて意気軒昂であった。ケインジアン伊東光晴氏が特別講演に立ち、金融緩和ではなくて金融の公的規制こそ必要との立場から、アラブ原理主義と並ぶ現代世界の悪として新古典派経済学の原理的自由主義を指弾したのもよかったです。

ところで本稿の本題は、経済理論学会大会全体に係わることではない。10あった分科会のひとつ「経済学とジェンダー」の4報告のうちの中川スミ「家事労働・労働力の価値・「家族賃金」」に係わる。中川さんは近年、マルクス労働力価値論は男女役割分担思想＝セクシズムに乗っかった「家族賃金論」だとのフェミニストの言いがかりを明晰な論理で反批判するなど、私からみて痛快な仕事を重ねられている人だ。

生活賃金論で家族生活費と言っているのはリカードであり、また日本の労働者教育の場でも家族生活費と通常いわれてはいるが、マルクス自身の労働力再生産費の展開は（そしてスマスも）子供の生活費を挙げて妻の生活費は挙げていない規定から出発している。機械の導入のところでの「価値分割」論では事実としての法則を言っているのであって、女性の家事

専従が好ましいなどとの価値判断は、どこにも言ってない。むしろ逆だ。このように考えている私は、いつも中川さんの議論に賛成だった。今回の札幌でも、学会会場で報告前の彼女が「毎度、同じことで恐縮」と私に謙遜して言うので「喋る相手が違うのだからかまわないと激励もしたのである。

ところがどっこい、今回の彼女の報告は「毎度、同じ」ではなくて、私の学説と重要な違いとなる論理を展開した。労働力商品は一般商品と違って商品自体には、価値が内在していないとの主張である。労働力は再生産されるが生産はされない、その価値は生活用品に内在している価値であって労働力に移ってくるわけではない、といった主張である。この主張は60年代に荒又重雄氏によって主張されたものと同じだ。私は、荒又さんを批判して生産が無くてどうして再生産があるのか、労働力商品に価値が内在しないのならそれは価値と使用価値の統一物ではなく、したがって商品類似物であれ商品ではないことになると述べた。また私は1968年刊『現代賃金論講座1巻』所収の論文「労働市場と賃金」で、使用価値の質・量・尺度と論理の展開を始める『資本論』1巻1章の筋を労働力商品に当てはめて展開する叙述を行った。労働力商品も商品となった以上、1巻1章の論理はすべて当てはまると考えての作業であった。それに対して、鶴田満彦さんが労働力商品は擬制的な商品なのであって1巻1章の展開をそのまま適用するわけにいかないのでと批判されたように記憶している。

私は、マルクス経済学正統派に属するはずの荒又さんや鶴田さんには、それでは宇野派（宇野弘蔵氏によって展開された日本独特のマルクス経済学の体系。戦後日本の講壇・論壇において強力、時には支配的だった学説。）になってしまふのではとも言った。宇野の場合、本来商品になり得ない労働力が商品になったという「無理」を資本主義の矛盾、とりわけ恐慌の原因とするのであり、労働力商品は完全な商品ではないのである。だから、価値は商品自体には内在しないとの学説は、宇野派理論に親和的である。事実、中川報告に対して、宇野派の錚々たる論客たちの合奏がおこった。曰く「資本論で労働力価値に関して「この独特的の物品の生産」というのはおかしいのでは？」「労働力商品に価値が対象化するとのマルクスの叙述は問題では？」「そもそも労働力の商品価値自体あやふやなものなのでは？」。

商品化が無理だとの叙述は、倫理的に資本主義を批判する思想にも親和的である。しかしそうした意味で無理ならば、一般的労働生産物の商品化も無理なのだ。現実の論理としては、直接の労働生産物の商品化も、間接の労働生産物たる物品=労働力の商品化も有理なのである。前者は私有財産制と社会的分業という条件のもとでおこり、個性の発達や人的交流の拡大という歴史的進歩をもたらした。後者は、労働者の「二重の自由」のもとでおこり、直接生産者の自由の拡大をもたらした。もちろんそのような歴史的進歩は新たな矛盾、困難を経済社会にまた生み出すのであるが…。

労働力商品は、労働者の消費行為自体と家族員の家事労働に媒介され生活する中で間接に生産される。生活用品商品に内在する価値は消費行為を通じて維持され労働力商品に移転する。家事労働は商品関係ではなく家族の互酬の関係のもとで行われるので、生活用品から労働力への使用価値の変化に関わりしたがって価値移転を媒介はするが、価値生産はしない。これらの過程を経て労働市場に登場する労働力商品はそれ自体に価値が対象化されている。しかし、販売されて生産要素になった所では、生産手段商品と違いもはや転売はできず、決定的に商品ではなくなり、価値ゼロとなる。労働力価値の居所について、私はこう考える。

[上掲の原稿を読んだ上村雄一さん・佐賀大・労働法学者一からコメントを頂いたので、そのやりとりを補論として以下に掲載します。議論の意味が「よく分かる」ようにと思ってですが、かえってますます「分かりません」になってしまうかもしれません…]

日頃、法ドグマティックの世界の仕事をしていますので、まったくの素人ですが、率直に申し上げると、問題の所在がよく分かりませんでした。法律屋の観点からすると、労働契約は、使用者に対する労働者の労働力の完全な处分権・利用権を認めるものではなく、通常の商品とは異なると理解されます。通常の商品の場合、購入者は当該商品について完全な「利用・収益・処分」の権利を取得するが、労働契約の場合にはそうではありません。先生の問題意識とズレた内容になっていることは承知していますが、たとえば、先生の主張に立脚するとき、弁護士や公認会計士との間で契約を締結するとき、その契約内容はどのようなものとして理解されるのでしょうか。法ドグマティックの世界では、「委任」という範疇で説明し「雇用」と区別しています。ちなみに、ドイツ法では区別していません。

主婦の位置については、共同体（地域社会）における主婦の位置をどう考えるべきか気になっています。PTA活動や生協活動などの地域活動は「主婦」ぬきにしては成立しない状況になっています。共稼世帯の場合、「うちは二人とも働いていて、忙しいから」といって、それらの活動の「免除」を当然のように要求するケースが少なくありません。これも、先生の論点とズレていることは承知していますが、先生がどのように考えられるのかお聞きしたい点です。

「労働力商品の価値はどこに？」についてのコメントに感謝します。労働者あるいは実践家向けのつもりで書いたので「よく分かりません」と言われると脅威です。

- 1) 資本論の冒頭は、使用価値と価値という商品の二重性の議論であることは、ご存知でしょう。荒又さんや中川さんの議論は、労働力商品はそれ自体には価値を担ってはいないと主張する議論で、労働力商品を擬制資本の土地や株式と同じく使用価値と価格の統一でしかない不完全な商品だとするもので、賛成できないということが、あの小稿の議論の出発点です。
- 2) 利用・収益・処分が不完全にしかできないということについていえば、リース商品の場合はすべてそうで、労働力商品にのみ独自な性格とは言えません。いずれも、期限つきで契約し、期限がくれば、もとの姿で売り手に返すわけです。損傷すれば、当然に損害賠償です。労働力商品の独自性はなにより、その使用価値が価値創造という機能を持ち、搾取源泉となるということであって、その他の独自性は二次三次的です。
- 3) 弁護士や公認会計士との直接の契約は、賃労働関係ではありません。サービス労働を自営業者として売っているわけで、法律が「委任」として「雇用」と区別するのは経済的根拠があると思います。
- 4) 「主婦論」。『現代世界と労働運動』175頁で触れた田沼さんの議論を私は支持します。専業主婦を眼の仇にしているフェミニストは、長時間労働が地域コミュニティーを破壊していることまでは言いますが、現に専業主婦たちが行っている地域活動は評価しません。母性をバカにして、10万人規模での女性が結集し、いまや自治体が必死の誘致運動までやっている「母親大会」などを無視しているのも、同様なことです。ひたすら、男性が女性を搾取するとの男=敵論からは、そういう社会活動は見えないのでしょう。